

## ○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。日本共産党の平野邦夫でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めていきたくと思います。

12月6日の深夜、国会を1万6,000名の人々が、国民が、包囲する中で、憲法違反の特定秘密保護法が、自民党、公明党一部野党を取り囲み、強行採決が行われました。国民多数の反対の声、世論調査でも8割を越える人々が慎重審議を求める、あるいは反対だと、こういう声を踏みにじっての強行採決。これはきょうの佐賀新聞を見ましても、採決された後でも、82%の国民が慎重審議を求める、50%を超える人々が反対だと、そういうことが報道されておりました。60年安保の国民の戦いを、私自身、想起するような戦いでありました、と同時に戦後70年の歴史の中で、着実に日本の平和や、民主主義を求める声、確かに育ってきてる。この強行採決は、安倍政権の終わりの第一歩だと、そういう報道もなされております。笑えるのは、今でしょ。

この国会に、上程された法案、1カ月もたたないうちに、国民の中、知識人の中、文化人、宗教人、日本弁護士協会、労働会、ジャーナリスト協会など、公安の中身が国会審議を通じて明らかになればなるほど、慎重審議、反対、廃案、こういう声が日増しにまさに燎原の火のごとく広がりを見せました。この暴挙は、次の段階、すなわち、秘密保護法撤廃への運動へと発展していくんではないかと、そう確信するものあります。

さて、一般質問に入りますけども、一番目に通告しているのは、武雄市図書館指定管理者との、武雄市が交わした委託契約についてであります。業務委託契約は、1つには、新図書館空間創出業務、1億3,965万円。2つ目には、新図書館サービス環境整備業務4,108万2,752円。3つ目に、武雄市図書館システム更新業務、これは5,767万599円。いずれも、契約日は24年度の、11月19日でありました。1番目と2番目は、受託者は、指定管理者のCCC増田宗昭氏との契約であります。3つ目の武雄市図書館システム更新業務の5,767万599円は、富士通株式会社佐賀支店、支店長川西洋一氏との間で、委託契約が交わされました。それぞれの委託契約には、業務仕様書があり、現状、そして事業名、3つ目には目的、整備方針、整備内容、納入条件や前提条件、これらが具体化されてるわけでありますけども、ただし3番目に述べた武雄市図書館システム更新業務に関しては、私の資料請求に対しては、仕様書はありませんでした。

11月6日に開かれた、平成24年度の武雄市一般会計決算特別委員会2日目に、新図書館空間創出業務仕様書にある整備内容は、詳細は別途見積もり明細書にて確認する。そうありましたので、この資料の要求を求めました。1億3,965万円に関する件であります。業務委託ですから、明細にて整備内容がわかる、そう考えますけども、決算委員会中にはこれではませんでした。今回の一般質問を準備する中で、この明細書の資料、これを出していただきたい。一体どうして、これが出せないのかと。委託者は、樋渡啓祐武雄市長ですから、一般

質問で要求したこれらの資料、決算委員会で後ほど提出いたしますとした、これらの資料がいまだに出せない、どうしてこれが出せないのか、この件をまず最初に質問をしておきたいと思えます。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

御指摘をいただきました、見積書ですけれども、これにつきましてはですね、開示請求があつております。これについて、この見積書の中にはCCCが独自に持っている、ノウハウに関する内容が多数記載をされていると、まあこういったことをですね、開示することによって、同業他社を含む多くの方が知りうる状況になるということで、CCCにとって不利益をこうむる場合が生じるというふうに判断をいたしてございまして、この開示請求につきましては、非開示にしているという状況であります。この件につきましては、不服申し立てがなされておりますので、現在、情報公開審査会において審査中でございます。したがって資料の提供については、控えさせてもらったというのが実情でございます。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

何がどういふふうに、CCC側にとって不利益になるのかと、理解できないわけでありまして、市長笑うってないですよ。

〔市長「いやいや、笑いますよ」〕

あなたが委託者ですからね。

〔市長「いやいや、どうぞ」〕

この平成25年3月7日、情報公開の開示請求が出されてるちゅうのが、今言われましたね。情報公開はどうなってんのかと。これが非開示になったと、誰が非開示を決めたのかと、ということになりますよ。最終決裁は市長でしょ、契約するにあたっては。

〔市長「違いますよ」〕

詳細は、

〔市長「違いますよ、嘘ばかり言わないでくださいよ」〕

見積もり明細書と……

〔市長「違いますよ」〕

そういうふうに見ますとね、CCCの側に不利益を与えるとは、どういう不利益与えるのか。ノウハウだと。どこだつてノウハウ持つとるじゃないですか。市民の税金がこれに使われる、これを市民に知らせる。これは当然の行政の側の責務じゃないですか。（発言する者あり）

そう見ていきますとね、また情報公開のこと出されましたので、情報公開、武雄市がこれは平成18年3月1日に、情報公開条例を施行したわけでありまして、ここにどう書いてんのかと。公正で透明な姿勢の推進と、市民による市政への参加の促進により、開かれた市政を実現し、日本国憲法を保障する地方自治法を確立していくことが求められてる。情報公開制度は、このような開かれた市政を推進していく上でなくてはならない仕組みであり、市は、市民の知る権利を保障し、市民がその知ろうとする市の保有する情報を得られるよう、情報の公開を一層進めていかなければならないと。これが武雄市が制定した情報公開条例の総則ですね。あわせて目的まで、言っときましょうか。この条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する市民の権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政への市民参加を促進し、公正で開かれた市政を実現することを目的とする。この立派な武雄市情報公開条例は、総則と目的にそう述べられているわけでありまして。この精神に立って、非開示にしたその理由、資料を明らかにしない、その理由を再度、答弁をいただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、情報公開について申し上げますと、これは議員が御指摘のとおり、原則公開なんです。特に、契約関係においては、それは原則公開というのは、私もその立場にあります。ただし、その中でも、個人情報に関する事、あるいは、企業の場合においては、先ほど部長から答弁をしたとおり、その中に貴重な企業としてのノウハウの蓄積でありますとか、これが同業他社に公開されることによって、一定の競争条件が不利になるということに相なりますので、そういった場合については、例外的に不開示にするということが、これは情報公開法等にのっとり、認められているところであります。先ほど申し上げたとおり、そうは言っても、それでも開示をなさいたいということについては、そのお考え方もよくわかります。ですので、今、情報公開の審査会において、審議中でありまして、私どもとしても、その御判断を待ちたいというように思っております。

その中で、原則公開っていうのはね、私は少なくとも、あなたがお酒の件とかっていうのは、私一言も聞いてないじゃないですか。それはなぜかっていうと……

〔25番「関係ない」〕

いや、関係ないからですよ。関係ないからなんです。これも、業務委託契約で、その部分の以外の部分っていうのは、きちんとお出ししているっていう部分がありますので、原則公開してるっていうことについては、それは論をまたないところでありますので、私も関係のない話はしたくないというように思っております。

いずれにいたしましても、今、情報公開の件に関しては、今、情報公開の審査会で、審議中ですので、その結果を待ちたい。情報公開審査会から、それは、市民の福祉の維持向上のためには、出しなさいということであれば、それは私どもとしても、その判断は最大限尊重するというのが、私たちののっっている立場でございます。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

私のお酒の問題と（「それは関係ない」と呼ぶ者あり）市民に情報公開する質問と、何でそこでこうくっつけるんですか。（発言する者あり）あなたは、黙ってなさい。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。

○25 番（平野邦夫君）〔続〕

いいですか、私が質問しているのは、情報公開条例の総則、目的、原則すらそうだと。

〔市長「そうですよ」〕

例外はないほうがいいですよ。じゃあ、市長に聞きますけども、これが原則だと。例外として、これは非開示にしたと、条例上の非開示にした根拠を示してください。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

再三、申し上げてますとおり、CCC側と教育委員会が協議をいたしまして、この部分っていうのが、同業他社に出ていった場合には、ノウハウそのものが出ていくと。これは、企業にとっても貴重な、まあ、いわゆる個人でいうところの、個人情報でありますので、それについては、そのとおりだということで、教育委員会とCCCと協議の結果、そういうふうになりましたので。ただし、先ほど申し上げたとおり、この判断については、先ほど申し上げたとおり、情報公開の専門のね、審議会で、今議論をされていますので、その結果を待ちたいと、繰り返し申し上げている次第であります。

いずれにいたしましても、私どもとしては、求めのあったものについて、あるいは求めざるものについて、原則、情報公開っていうのは、今まで私もオープンに、今までやってきましたので、それは論をまちませんけれども、ただし、そういった例外であったりとかの部分については、そこも十分配慮したい、というように思っております。

ですので、これを持ってね、じゃあ、市民の福祉の維持向上を毀損するかと、あなたのお酒の問題と同じですよ。ですので、同じです。ですので、これを持って、毀損をするという立場には私は立っておりません。いずれにいたしましても、情報公開の審議会の結果を待ちたい

いと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

情報公開が求められたのは、3月の7日ですね。今年の3月7日。そして、8月1日には、非開示に対する行政不服申し立て。これは、行政不服審査会の規定に基づいて、当然の権利が施行されているわけでありますけども。8月5日に非開示が決定される。そのための情報公開審査会が開かれていますね。そして、さらに、11月7日に情報公開審査会が開かれています。そこでの結論は、どうなんですか。これは教育長に聞いてみましょうか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

審査会では、慎重に審議をいただきまして、継続審査ということになっております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

11月7日の情報公開審査会も継続審査で非開示ということですね。

そこで、先ほど、情報公開条例が——発言しましたけども、この市長が言うノウハウの、企業のノウハウが、他の業者に、同業者他社に知られることで、不利益になる。だからこれを、非開示にしたと。それはCCCの側から申し出があったのではないですか。非開示にしてくれちゃうのは。あなた方が判断して、この明細書、見積明細書を明らかにすれば、CCCの側に不利益になる。何を根拠にそういうふうに判断したのですか。私が聞いたのは、そういうことが、条例上どこにあるんですかと、それを聞いてますので、教育長、答弁してくださいよ。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

再三、申し上げているところでございますけれども、武雄市情報公開条例の第7条の第3項に、法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、ここからです。公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。これについては、不開示ということが認められてますので、我々は条例にのっとって、粛々とやっております。

この件の協議についても、これは、まあ、所管が教育委員会でありますので、決裁権者は

私です。私ですけれども、教育委員会とCCCが協議をして、その結果こういう結論に達している。再三言ってますけれども、私どもとしては、情報公開の審査会がありますので、これに対して不服申し立てが、さはされども、開示をなささいという不服申し立てがありますので、これについては、情報公開審査会の協議、結果を待ちたいということをお願いするので、そういった意味から私たちとしては、公文書の開示義務の第7条の規定にのっとり、条例にのっとり、粛々とやっているとあります。

いずれにいたしましても、私としては、これは首長の立場として言えば、これを開示しないからと言って、市民の福祉の維持向上に毀損するということは、毛頭思っておりませんので、そういうふうに思っております。そして、今回の件の実施の機関については、あくまでも、教育委員会であります。もちろん、市長として私もサインはしてはしますが、非開示の決定は、最終的には、教育委員会になっていきますので、その辺も合わせて御理解をしていただきたいと、このように考えております。

**○議長（杉原豊喜君）**

25番平野議員

[25番「答弁してください」]

[市長「一緒だよ」]（発言する者あり）

[25番「私、教育長に答弁求めてんですから」]

[市長「いや、部長でよかさ部長で」]

[25番「教育長と言ったじゃないか」]

[市長「部長でよかさ」]

**○議長（杉原豊喜君）**

古賀教育部長。私が決定しますので、答弁者は。（笑い声）

**○古賀教育部長〔登壇〕**

先ほど、市長から答弁があったとおりで考えております。

**○議長（杉原豊喜君）**

25番平野議員

**○25番（平野邦夫君）〔登壇〕**

今市長が言うた、条例上の根拠はね、私もね、ちゃんと持ってます。読みましょうか。今市長が読んだからね、省略しましょう。

第7条3項、これは法人その他の団体で、契約の相手は法人ですからね、個人じゃないですよ。

[市長「法人って書いてるやん」]

ですから相手は、法人でしょ。

[市長「書いてるやん、法人って」]

ですからここでいう仕様書の中の……（発言する者あり）

議長、ひとり言やめさせてくださいよ。耳ざわりではない。

○議長（杉原豊喜君）

静かに、質問を続けてください。

○25番（平野邦夫君）〔続〕

これとあわせましてね、この新図書館空間創出業務仕様書、まあ図書館空間創出ちゅうのは、いわば、新しい概念として、大学でもそういう空間創出デザインっちゅうんですか、そういう科があるのを、私も初めて知りましたけれども。そういうこの業務仕様書の中で、この前提条件、8の前提条件のですね。前提条件に、ノウハウっていうさっき言われましたので、著作権法第27条及び第28条の権利ほか、著作権その他の知的財産権を含むとあります。こういう括弧づけで、わざわざここに述べてあるわけですね。市長が言うノウハウ、あるいは同業他社に不利益、同業他社に利益を与えるみたいなね、そういう答弁されましたけども、教育長はどう考えておるんですか。あなた、所管の責任者ですから。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっともうあのおそばっかり言うのはやめてほしいんですよ。

〔25番「何がうそですか」〕

うそじゃないですか。武雄市——これ皆さん見てて、ほんとにね誤解を招く発言があまりにもちょっと多いんですよ。武雄市情報公開条例、ここにあります。そのときに、これはさっき個人じゃないかっておっしゃったんですけれども、

〔25番「個人じゃない、法人て言うたでしょ。」〕

個人って言ったじゃないですか。

〔25番「法人って言いましたよ」〕

言ってます。個人じゃないかって言ってます。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○樋渡市長〔続〕

ですので正確に言うと、これは公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、これについては、公文書の開示義務からの除外項目になっています。これが第7条の本旨であります。

それと、再三申し上げてますとおり、これをもってして、これを出さないからと言ってね、まあ情報公開の審査会はまた別の議論があると思います。あると思いますけれども、私どもからすれば、これを出さないことが、市民の福祉の維持向上を毀損するということにはなら

ないっていうことは、再三申し上げたいと、このように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

同じ条例を持ってるわけですから。私、個人って言ってませんよ。（発言する者あり）法人その他の団体——（発言する者あり）

え、個人情報保護との、別個にあるでしょう、保護条例が。ここで問題になってるのは、相手が受託者が法人でしょ、CCCってのは。それで私は著作権法の 27 条と 28 条とわざわざ書いてありますので、これとの関係で、非開示はどうなっているのか、教育長に答弁を求めているんです。議長、お願いしますよ。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

今回の委託事業ですけれども、CCCのノウハウを武雄市図書館で生かすと、これが基本になつてくるわけですので、この部分につきましては先ほど申し上げました、業務の仕様書の中でもですね、うたっているということで、御指摘ございました前提条件といたしまして、カルチュア・コンビニエンス・クラブ、CCCがですね、提案するコンセプト、それからノウハウ、こういったものに関する一切の権利につきましてはですね、もちろんCCCに帰属をすることを、前提条件として確認をしながら、この業務を進めてまいりましたので、先ほど言った結論になったということをごさいますので、なお審査会で現在、審議をいただいているというのが実情でございますので、現時点では、見積書につきましては公表ができないという状況でございます。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

私が質問していることは、前提条件にある武雄図書館・歴史資料館に導入されるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が提案するコンセプト及びノウハウ、著作権法第 27 条、28 条の権利のほか、って書いてあるでしょ。この説明を求めているんですよ。また同じような答弁来ますからね、著作権法でどうなっているのかと。27 条「著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案に権利を専有する。」第 28 条見ますと、「二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。」これ著作権法の 27 条、28 条にこう書いてありますけども、なかなか難しい言葉だなと。わざわざこの仕様書に書いてありますので、この関係はどうなってるんですか。この著作権



法の 27 条と 28 条をここに書くちゅうことは、これで規定されるから、ということですよ。それを教育長にお伺いしてるんですよ。答弁してくださいよ。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

〔25 番「同じ答弁ならいらんよ」〕

○古賀教育部長〔登壇〕

御指摘のとおり、前提条件の中で、いわゆる C C C が持つコンセプト、ノウハウこの部分につきまして、著作権法の第 27 条及び第 28 条の権利、このほかですね、著作権その他の知的財産権について含むということで、こういった権利につきましては、C C C に帰属をするということで、確認をいたしておるわけでございます。

ありました著作権法の 27 条につきましては、翻訳権、反訳権につきましてはですね、規定をされていると。それから第 28 条では、二次的著作物の利用に関する原作者の権利ということで、規定をいたしておりますので、こういった C C C が持つコンセプト、ノウハウこういったものを、著作権で、著作権法の規定を持ってですね、規定をしたということでございますので、今回、先ほど申し上げましたとおりですね、この分につきましては、情報公開条例につきまして、我々としては非開示というふうに決定をいたしましたので、先ほど申し上げました、今の審査会の条件になっているということで、申し上げておきます。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

この 1 億 3,965 万。この明細見積書を今要求して、結局これは出さないと。情報公開審査会でも継続審査になってる、という答弁。それ以上答弁を求めても出ませんね。

中身を見ますとね、什器・備品整備、単価書いてありませんけれども、金額が 1 億 1,234 万 2,445 円。什器・備品類ですよ。什器、いす、テーブル、照明器具、電気、壁面補強、床固定、運搬、こういったものが 1 億 1,234 万 2,000 円使われている。外部のサイン、この設置、740 万 6,716 円。外壁のサイン、自立サイン、設置および電気。内部のサインの設置、174 万 1,200 円。各種サイン設置、備考欄に書いてあります。什器・備品、サイン設置、1,059 万 6,800 円。各種図書のジャンルごとサイン。社会とか、政治とかってそういうサインですよ。備品ほか、185 万 2,650 円。脚立、カート、物を運ぶやつですね。カート、パーティション、バーコード発行機、値引き 93 万 9,811 円。これで 1 億 3,000 万円。これに消費税が加わって、1 億 3,965 万円の業務委託契約がなされてる。こういう、個々の問題があるわけですよ。これに関していきます。どんどん時間は過ぎていきますので、

次に移りますけれども。次に、新図書館サービス環境整備、新図書館サービス環境整備業

務仕様書、この中身に質問を移していきますけども。金額は先ほど紹介しましたけども、4,108万2,752円の委託契約。これも相手は、CCCと委託者は武雄市長。ここでも整備内容、整備内容がここに書いてあるわけですけども。タブレット型端末貸し出し用17台、タブレット型端末検索端末用13台、検索端末設置用什器13台、蔵書検索結果レシート出力機器14台、館内案内図1万枚、Tカード図書館兼用会員証5万枚、蔵書購入1万冊、ここまでは書いてあるんですけども、詳細書いてありませんね、単価、どんだけかと。これもノウハウに関することですか。例えばTカード図書館兼用会員証、これはTカードが発行する、これは委託された側、CCCの判断でしょ。しかも、このTカード、Tポイントちゅうのは、図書館だけで使うわけではない。ポイントがたまれば、ガソリンスタンドでも使える、外食産業でも使える、こういう内容を含んだTカードですね。これを1万枚発行してる。これも先ほど言いました委託料の中に入ってるんでしょう。4,100万の委託料の中に、これは答弁してください。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

御指摘の、新図書館サービス環境整備業務につきましてですけれども、これにつきましては、予算を議会にお諮りし、議会で議決をいただいたと、その結果、執行部が、予算を執行したということで、先の決算委員会で審査もいただいたというところで、私どもとしては理解をしております。

御指摘の点ですけれども、この整備業務の内容につきましては、今、るる御説明いただきましたとおり、内容につきましては、タブレットの端末から蔵書の購入までございまして、この分につきましては、議員の皆さまにコピーを配布をいたしたというところでございます。なお、細かい台数等につきましても、お知らせをしておりますので御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

ですから私は決算委員会するときにも、詳細は見積もり——詳細は、別途、見積書明細にて確認する。あなた決算委員会でも通ったと。予算も議決してるじゃないかと、議会の側の責任に転化するような発言、答弁してますけどね、これは改めて私が求めた資料ですよ。平野議員への提出資料、出したやないかと議会に。出したけど、今言った新図書館サービス環境整備業務仕様書については、整備内容は書いてるけども、4,100万を裏づける単価書いていないじゃないですか。ですから私、Tカード図書館兼用会員証ちゅうのは、これは本来CCC側の出すべき、金じゃないんですか。

時間が、これをずっと進んでいっておりますので心配なんですけども。

蔵書購入1万冊。これが市長がいう20万のうちに入る、新しい価値を創造する、これはわかりますよ、蔵書を増やすことはね。この契約ちゅうのは、契約の施工ちゅうのは、平成24年11月19日に契約を交わして、そして平成25年3月31日まででしょ。平成24年11月19日から平成25年3月31日まで、この契約期間は。その間に、今言った4,100万の金は、支出されてますよね。そして、受託者の側、CCCの側は、蔵書購入1万冊。金は書いてない。決算と言われましたので、平成24年度の一般会計の決算、10款4目18節。備品購入費、ここに図書購入費、1,185万9,436円。これがすでに、24年度決算に支出されてるでしょ。

大体図書館の図書購入費っていうのは、大体1,100万から1,200万。そのペースでずっと来てますよね。これに加えて、平成25年3月31日、だから平成24年度ですよ、平成24年度に、いわば蔵書購入1万冊。蔵書が増えることに反対するわけではないですよ。このお金も、4,100万の委託契約の中身でしょと。そうすると、平成24年度の中で、この1万冊が、金額いくらかわかりませんよ。4,100万というぶっ込みでやってるわけですから。我々決算委員会にも、今回の資料要求にも詳細っての全部白紙でしょ、ここ。タブレット端末機貸出用17台だけでも金額は書いてない。館内案内図、1万枚印刷したと。これCCCの側がやったんでしょ。このお金が出てない。いわば、契約は3月31日、平成24年度、1億1,000万円の指定管理料が、実施されるのは平成25年度でしょ、この関係はどう見るんですか。1億1,000万円は、25年4月1日オープンですから、委託料、指定管理料1億1,000万円の中には、当然、指定管理者の側が蔵書購入しますよね。人件費がある、いろんな管理運営費が出てくる、生じてくる。20万の値にあうという新しい価値をつくり出すために、新しい本の購入も出てくる。しかし、これはすでに24年度内に1万冊購入してるっていう結果でしょ。だから私言った24年度の決算で、1,185万円、出てるでしょう、ダブるじゃないですか。そこを説明してくださいよ。あなた資料出して決算委員会にも説明したみたいなこと言ってますけども、説明してませんよ。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

まず、24年度の図書購入費につきまして御説明をいたしますと、図書購入費として1,299万1,010円という金額を支出をいたしております。さらに、先ほど申し上げられました新図書館サービス環境整備業務ということ、補正予算で予算計上いたしましたけれども、このときに図書購入につきましては、きちんと御説明を申し上げているということでございます。25年度につきましては、指定管理料が、1億1,000万でございますので、この中に、約1,300万円の図書購入費が含まれているということでございます。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

的外れな答弁しちゃいけませんよ。24 年度の、10 款 4 目 18 節の備品購入費というのは、これは決算審査委員会でも、私知ってますよ。知ってますから、新たに 25 年 3 月 31 日までに、CCC が購入したと思われる——購入したという蔵書購入費 1 万冊、これはいくらですか。1 億 1,000 万の指定管理料の中に入ってるんですか。

もう一つは、Tカード図書館兼用会員証。これは本来、指定管理者が独自に考えたものでしょ。従来の武雄市図書館でポイント制度ちゅうのは、論議なったかもしれませんが、ついてませんでしたので、それはCCCの側の戦略でしょ、営業戦略でしょ。

〔市長「違います」〕

違いますか。じゃ答弁してください。それと本来、Tカード図書館兼用会員証ってのは、会員になるかならないか、それは利用者の選択ですからね。そしてこれに 5 万枚。これ金額いくらなんですか。本来CCCが払うべきだと私思うんですけども、こういった肝心なこと答弁してないじゃないですか。決算委員会で説明したとか。これ 24 年度の決算の中身ですよ、1,185 万 9,436 円というのはね。それがあつたうえに、25 年 3 月 31 日までの契約の中で、1 万冊の本を新たにCCCが購入したと。この金額はいくらですかと聞いているんです。答弁して下さいよ。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

24 年度の備品購入費については、先ほど申し上げたとおりです。それから、この委託業務の中で、図書購入費 1 万冊が入っているということで、他の T ポイント、T カード等ですね、作成費等もございますけれども、トータルで 4,182 万 752 円という金額で契約をしたわけですので、個々の数字につきましてですね、ここの契約書の中で表しているわけではございません。例えば、建設工事等々につきましてですね、契約書の中にそのような細かいですね、金額も書いているということではございませんので、今回は整備の内容につきまして、きちんとこの中で示しているという、その全体の数字が 4,182 万、ああ、すみません、4,108 万 2,752 円という金額でございます。以上で答弁いたします。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

全く答弁の——何ていうか、すり替えてるんですか、答弁を。何回も同じこと、聞かせんでくださいよ。

○議長（杉原豊喜君）

平野議員、議案審議のような一般質問になっておりますので、そこら辺注意して。

○25番（平野邦夫君）〔続〕

何が議案審議ですか。

○議長（杉原豊喜君）

前回議会にも、議案にも上がってきてですね、その中で審議してるんですよ、内容は。その再度のその繰り返しのよう質問になっておりますので、同じ答弁になっております。今ずっと、質問されても。（発言する者あり）

○25番（平野邦夫君）〔続〕

答弁がすれ違ってるから、すり替えてるから。

○議長（杉原豊喜君）

何ですか、宮本議員。

○25番（平野邦夫君）〔続〕

議案にも何もなってませんよ。もう一回質問しますよ……（発言する者あり）いいですか、いいですか。質問しますよ。

○議長（杉原豊喜君）

質問どうぞ（発言する者あり）

○25番（平野邦夫君）〔続〕

議案審議になっていませんよ（発言する者あり）これ25年3月31日までに施行された契約内容ですから、25年度の補正予算のこと触れてませんよ。（発言する者あり）いいですか。（発言する者あり）25年3月31日までに契約が施行されて、この中に4,100万円という委託契約が実施されたと、施行されたと。市民の財産ですからね。この中に、図書購入費とか、Tカード図書館兼用会員証が載っている。議長これ見たでしょ、白紙になっているところは。図書購入費に関しては、平成24年度と委託した25年3月31日までに買うたっちゅうんですから、1万冊。ダブるじゃないかと、この金額いくらですかと、いうことを聞いているわけですよ。何も議案審議かぶってませんよ。（発言する者あり）次の質問に移します。答弁出てきませんので。

これは、平成25年の11月8日、東洋経済オンライン、新世代リーダーのためのビジネスサイトで、塩田潮氏っていうんですか、「政治Live!」、そこに塩田氏が書いてあるんですけども、10月下旬佐賀県武雄市に出かけ、図書館改革で知られる43歳の樋渡啓祐市長をインタビューをしたと、これは事実ですね。

〔市長「うん」〕

問題はその後です。その内容が公表されていますけども、これを引用しますと、市長のインタビューでの答弁、回答ですね。回答といたしますか。「判断の基準は、私の場合、直観」と。それは人それぞれあるでしょうね。直観であってみたいり、インスピレーションがわいたり、

出てくるでしょう。「自分が行きたい図書館をつくる。」

〔市長「うん、そうです」〕

これも考えられないことはないですね。こういう図書館をつくろう、ああいう図書館をつくと自分で絵を描くわけですからね

〔市長「そうです」〕

これはあり得るでしょう。問題はその先です。「市政に取り組む姿勢」、これについても市長はどう言っているかといえば「極端に言えば、」

〔市長「うん、極端に言えばね」〕

『市民が主役』とは全然思っていない。」こう言っとるんですよ。

〔市長「言ってません」〕

言ってませんじゃないですよ、

〔市長「言ってませんよ、言ってませんよ」〕

あなた調べてくださいよ。「極端に言えば、『市民が主役』とは全然、思っていない。政策は商品。それを市民がどう評価するか、スピードは最大の付加価値と歯切れがいい」と。「地方自治の現状をどう見ているのか、聞いてみた。」と。市長の答弁は——首長ですね。「首長のほとんどは言いわけばかり」だと……

〔市長「そうです」〕

ということが載っています。

〔市長「うん」〕

このインタビュー記事を全部言うと時間がありませんので、市長の政治姿勢にかかわる問題。言ってませんよ、とさっき……

〔市長「言ってませんね」〕

ひとり言、言ってますけど。

〔市長「うん」〕

市民が主役とは全然思っていないと。これは市長が何回も何回もここで言う多聞第一だと、聞くだけであればね、それは多聞第一でもいいでしょうよ。しかし政治の根本にかかわる問題ですよ、市民が主人公かどうかという問題はね。憲法理念にも挺しますよ、主権在民ですからね、戦後は。そういう立場から見ますとね、主権在民という立場、これやっとな戦後勝ち取った国民の権利ですよ。ここに憲法に定められた国民の知る権利、あるいは行政側に課せられた情報公開するという、情報公開条例は、その憲法に沿って書かれたものですからね。全然思ってませんということ、立場が反するじゃないですか。あるいは逆に言いますとね、由らしむべし知らしむべからずっていうのが封建時代の藩主の考え方ですよ。しかしこれは、戦後、国民主権の立場に立って、知る権利、これは憲法で保障されてるからこそ、この70年の間に、日本の社会の平和と民主主義を求める声。国民の権利の拡大、そういった一人

一人が国民主権の立場に立って物を言い、進めてきているわけでしょ。大きな原動力ですよ、これは、国民の側からしますとね。この点について、私は市民こそが政治の主人公という、主権在民の立場に立って発言しておりますので、民主主義を尊重する立場に立っております。そういうことを、この政治姿勢にかかわる問題ですので、市長の答弁をお伺いしておきたいと思えます。

#### ○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

#### ○樋渡市長〔登壇〕

まあね、いつものように、つまみ食いでも本当にありがたいと思っています。このインタビューの記事については、これは結構大きな反響があったようです。もう一回ちょっと読み上げたいと思いますけど、何て書いてあるかというのは、「判断の基準は、私の場合は、直観」です。「自分が行きたい図書館をつくる。」これは再三申し上げているところであります。

市政に取り組む姿勢についても、こっからポイントで、かつ問題なのが、かぎとじって書いてあって、「極端に言えば、『市民が主役』とは全然、思っていない。」というのは、これ主語が政策の企画、企画の場合です。図書館の場合に、あくまでもこれは、図書館というのは、やっぱり我々としては政策、いわば、言いかえれば商品だと思っていますので、これについてお出しするっていうのは、ある意味我々はプロフェッショナルとして、お出しするっていうことの、私はそういう覚悟を言った話であります。

しかしながら、その一方で、これは議会でもいろんな場でも再三言ってますように、どんどん市民の意見を取り入れて、取り入れてどんどん修正をやっていっています、修正をやっていっています。ですので、私の場合はこれは、いろんな御批判もあろうかと思えますけれども、まずスピードは最大の付加価値。市民病院の民間移譲もそうです、図書館もそうです。市の広報のフェイスブック課もそうです。まずやってみると。100 の議論より 1 の実行です。やってみてこれが全部正しいとは、到底思っていない。思っていないので、これは市民の皆さんたちの意見を取り上げながら、これが多聞第一。どんどんどんどん修正をしていく、という立場にのっとっています。ですので、この市民が主役っていうのは主権在民、これ当たり前前の話です。当たり前前の話ですが、この場合のここはちゃんと書いてありますけれども、主語が、主語が政策そのものについては、私はそういうふうにはしています。ですが、当然のことながらこれ図書館の話で、私は伺ってましたので、図書館についてはそうです。だけど、一方で市民の意見を聞かないと話にならないものも多数あります。これが大部分です。

例えば、イノシン対策だってそうです、福祉だってそうです。こういったものは、私自身これはもっとさらに多聞第一、耳を澄ませながら、その意見を市民の皆さんたちの苦しみや悲しみや、まあお怒りも含めて、それをすくい上げて、それを政策にするということで、あくまでも、これは政策企画によって全然やっぱ違うんですね。

しかも、私はほかの首長さんたちと違って、言ってることもうほとんどオープンにしています。ブログもほとんどフェイスブックも毎日書いています。きのうの青陵中学校の問題も、ブログ、フェイスブック、特にフェイスブックに書いたら、物すごい賛否両論の意見が来ます。これが、私はこれから求められる政治の姿勢だと思ってますし、どこかの誰かさんのように、お酒の問題で全然、公務にもかかわらず、公式な謝罪がないということについても、そこは全然たがってますので、誰——特定はしてませんので、そういうことで全然違うということは申し添えたいというふうに思っております。

あくまでも私たちとすれば、主権在民っていうのは当たり前の話です。しかし、その一方でその図書館、これを例えばいろんな人たちの話を聞いて、公共施設の最大の問題点は私はそこだと思っているんですけども、いろんな人の話、意見を聞きすぎて、結局スピードが遅くなって、かつ、何ちゅうんですかね、可もなく不可もなく公共施設ができあがって、その結果誰も人が行かないって、行かなくなって、ランニングコストだけがたまっていくっていうことが、今までの、私は古いね公共施設をやってるね、人たちのここは反省すべき点じゃないかというふうに思っています。あくまでも公共施設は、多くの方々がお越しいただいて、そこが私は価値を生むというふうに思っていますので、そういう意味ではね、議員とは見解が異なるかもしれませんが、私たちとしては、そういうふうに思っています。

最後にしますけれども、いずれにしても政策はいろんな政策があります、私が抱えているだけで今 400 ぐらいあります。400 のうちに、全部が全部、1つのね、考え方でできるような話ではありません、ありません。ですので、それはその政策ごとに応じてその意味づけ、価値づけを変えていくと。それは、結果的には選挙で市民のみなさんに御判断いただくというのが、私は民主主義の本旨だと思っていますので。この市政にのっとなって、多聞第一、続けていきたいというふうに思っております。批判は大歓迎です。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

図書館に関しては、この程度にしておきますけどね。私は、図書館の質問の中で、あなたはね、私の酒の問題。

〔市長「うん」〕

3 回言われましたよ。（発言する者あり）私は 6 月議会、9 月議会、ずっと言われてますけどもね、しかし今年の 3 月 21 日の福祉文教委員会で、委員長、副委員長の許可を得て、この間休みをとった理由、そういうことはちゃんと公式に経過を説明し、（発言する者あり）その後、どう対処しているかと。（「責任は何もとっとらんろうもん」と呼ぶ者あり）黙ってなさいよ。

○議長（杉原豊喜君）



静かに、静かに。

〔市長「市民は知らない」〕

○25 番（平野邦夫君）〔続〕

そういった意味では、議会での発言っちゅうのは、ちゃんと地方自治法に明確にされてるでしょ。

〔市長「市民は知らない」〕

読んでみればわかりますよ。

〔市長「市民は知らない。」〕

地方自治——議会本会議での発言っちゅうのは。

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。

○25 番（平野邦夫君）〔続〕

いいですか、乱暴の言葉は使わないと、あるいは個人のプライバシーに言及しない。そういういろんな規制がありますよ、本会議ですから。私はそのことについて、市長から求められましたので、3月21日今年の議会で、それは委員長に聞けばわかるでしょ。きちんとこの間の釈明をしております。してないわけではありません。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに、25番議員質問を。静かに、静かに。

○25 番（平野邦夫君）〔続〕

黙ってなさいよ。（発言する者あり）議長、議員の発言ってのは……、整理してしてくださいよ。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

25番議員、静かに。質問続けてください。（発言する者あり）

○25 番（平野邦夫君）〔続〕

さて次に福祉行政について、質問を移していきます。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。（発言する者あり）静かに。

○25 番（平野邦夫君）〔続〕

いいですか。議長、整理してくださいよ。

○議長（杉原豊喜君）

静かに。25番議員質問を。（発言する者あり）

○25 番（平野邦夫君）〔続〕

次に福祉行政について、質問を移していきます。これは、63年ぶりに生活保護法が、いわば私にしてみると改悪されました。今国会で生活保護法というのが改悪されてるわけであり

ますけども。

改悪の1つ、いくつかありますけどもね。扶養義務者に対する福祉事務所の調査権限が、これが強化される。いくつかの福祉事務所では、保護申請の後、親族へ照会を行い、自分の暮らしが精一杯だという状況がたくさんあるわけですので、扶養できない、こういう返事がきた場合に、そこでおしまいだったわけですね。ところがいくつかの福祉事務所では、扶養できない、その証拠を出しなさいと。家計簿だとか通帳だとか。そういうひどい事例が出てきてる。これは別に武雄市じゃありませんからね。そういう状況を見て、北海道大学の准教授、中島岳志先生の今回の生活保護の改悪に対する厳しい意見が、論評されて、新聞でも報道されました。テーマを言いますと、瑞穂の国を忘れるなという内容であります。これ紹介しますとね、生活保護の家族・親族の扶養義務強化で、家族の軋轢や溝が深まり、家族の崩壊を促進すると、そう批判しておられます。さらに家族に過剰な負担が押し寄せない政策こそ、崖っぷちに立たされている家族を守る。この指摘は、日本の伝統や家族を重視する立場からの批判だと、そう私は考えるわけでありませぬ。

そこで、質問ですけども。この扶養親族の義務の問題は、従来通り、あるいはこの法の改定によって変えられていくのか、そこからまず答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと先ほど、すいません。答弁が、私自身漏れてましたので。住民無視だという御意見があったかと思うんですけども、私は住民を無視しておりません。私が最も尊敬する政治家の1人として、こういうことをおっしゃっている方がいます。住民は無視はしてはいけないうと。ただし、大衆迎合になつてはならないと。ということをおっしゃってますので。そこは私はそういうことは大事だと思ひております。あくまでも市民第一、住民第一と、いうことについては、これはね、私もそのとおりで思ひております。

ただ自分の例えば人気のため、あるいは選挙のためにね、大衆に迎合しようとは思ひていません。言うべきことは言う、やるべきことはやると。それによって自分の評価が下がろうと思ひてもね、最終的には市民福祉の維持向上につながり、歴史が評価をするということについて、私はそのとおりにしたいと思ひております。

そして先ほど本会議場の場でね、乱暴な意見とか、あるいは個人のプライバシーということをお私に、揶揄されたようにおっしゃいましたけれども、あなたのお酒の問題っていうのは、市民誰も知りません。しかも本来ならば、私があなたの立場であつたらね、これは猪瀬さんが、今都議会ではぼろぼろになられているように、これは質問されて糾弾されてしかるべき話なんですね。これを……（発言する者あり）ちょっと答弁させてください。

○議長（杉原豊喜君）

静かに。市長簡潔に答弁を。

○樋渡市長〔続〕

はい、簡潔にします。

ですので、ただし我々は一般的に言って、質問権っていうのは認められてないんですよ地方自治法上。ですので、それをただす機会がないんですよ議員に。ですので、だからこそああいうね、お酒を飲み過ぎて、それをいけないとは言っていないよ私は。しかも車で自分で運転できなくて、家族の方に運んでいただいて、しかも委員会の場でね、まあ、いろんな乱暴な御意見を言ったというふうに僕は聞いてます。本当かどうかわかりませんが、それで途中退席せざるを得なかったということは、これはプライバシーの問題じゃないと思っています。公人としての職責責務の話だと思っていますので……（発言する者あり）いや、封鎖しないでくださいよ。自分の都合の悪いことだけ（「私たちは聞いているよ」と呼ぶ者あり）ですので、これを私は市民の方々が知らないっていうことが、ほとんど知っていませんよ、こういう話は。ですので自分の身に鑑みて、御質問をぜひしてほしいと思うんです。ですので私はあくまでも、私もね性格がこういう性格ですので、乱暴な意見とか言ったこともあり、言ってますけれども、それは自分でも反省しますけれども……

〔25番「議長、質問に答えさせてくださいよ」〕

ですので、それはね。

○議長（杉原豊喜君）

静かに。市長冷静に。

○樋渡市長〔続〕

はい、わかりました。ちょっと冷静になりました。

ですので、そこは同じね、ぜひ土俵に乗ってほしいなというふうに思っております。答弁については、担当部長から答弁いたさせますけど、先ほどの答弁漏れについての関連として、申し述べさせていただきます。以上です。

〔25番「議長、議事進行。議長」〕

○議長（杉原豊喜君）

一般質問中は、議事進行受け付けておりません。

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

先ほどの扶養義務調査の件でございますけれども、今までも法・政令・その他いろんな通知にのっとり、事務を進めてまいりましたので、今後もそのように取り扱いたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

## ○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

従来通りやっていくということですね。ということは、いわゆる扶養というのは、生活保護審査の要件ではないということで、確認をしておきたい、というように思います。

今回の生活保護法の改悪に関して、国会で付帯決議が出されて、そのことが地方自治体に周知徹底せよとなっておりますので、通知が来てるかと思えますけども。ここで私、この中身に沿って質問するんですけども。この付帯決議の中で、扶養義務者に対する調査通知等に当たっては、扶養義務の履行が、要保護認定の前提や要件とはならないことを、明確にします。ですから、今答弁されたように、従来通り申請の要件ではないということ、確認したわけであります。事前に、要望者との家族関係、家族の状況等十分に把握し、要保護者が申請をチェックしたり、その家族関係の悪化を来したりすることのないよう、十分配慮すること。これは昨日の厚労省の局長答弁や、あるいは局長でなくて、関係者の答弁や、厚労大臣の答弁書にも、いわば申請書に、親族一覧表を書かなくても申請は受け付ける。いわば、申請日からカウントされていくわけですからね。そういうことが、きのうの国会、厚労委員会でも確認されているところです。先ほど従来通りということですから、ここの要件にはしないということですね。

次に、申請権侵害の事案。これは発生することのないよう、申請行為は、非要式行為であり、なかなか難しい言葉を使うんですね。いわば、文字を書くことができない人も、中にはおるでしょうし、そういう人たちのことも配慮して、あるいは緊急を求めるという外からの要請もあるかもしれません。口頭で申請することも認められてる。大事なものは、本人が生活保護の申請する意思があるかないかを確認する。これが、大事な業務だということで、改めて、ここに出てくるわけであります。それには、今後とも変更はないと。このことは、水際作戦と、これがあってはならないことを、地方自治体に周知徹底すること。こういう周知徹底があったから、さっきの答弁あったんですけどね。まあ、この件に関してはまず、申請書を提出する。申請の方法、申請の意志が確認されれば、申請渡すのは当然ですけども、これまで通りだということで、答弁があったと確認をしたいと思います。従来通りっちゃうことですからね。

次に、生活保護受給者に対して、就労による自立を促す際には、十分な相談、聞き取りを行い、被保護者の納得と理解を確認するなど、適切な指導を行う。また、これが答弁いただきたいんですけども、就労自立給付金の支給。これは従来あったのか、今後新しく制定されたのか、就労自立給付金の支給にあたっては、就労による自立のインセンティブ。この付与と、被保護者の自立後の生活の安定にしようという2つの観点から、対象範囲を適正に設定し、必要な給付を行われる制度設定を行いなさいというふうになってるわけですけども、この件について、答弁いただけますか。

## ○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

就労による自立の促進につきましては、今回保護からの脱却を促すための給付金を創設するということですので、今回創設されたということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

今回、創設された、就労自立給付金ですから、これは本人が積み立てなさい、次の自立に必要な資金につかいなさいと、そういうことのための積み立てを認めて、これを国が給付するということですね。これは、まだ制度設計するには、まだ決まったばかりですからね、これからだろうということで、理解をしておきたいと思います。

今の不況の中で、生活保護を受ける人たち、受給者というのが急増してる。217 万人、これ戦後最高ですね。個々人の異なる状況に時間をかけて、密接に対応していく必要があるということから、いろいろ地方交付税措置——地方税交付税措置を改善し、地方自治体における、ケースワーカー、就労支援員などの増員を図る。より適正な配置を確保する、こうなっているわけです。そこで、これ人事権は市長にありますので、お伺いしたいんですけども、武雄市の場合に、女性のケースワーカーっていう方はおられません。以前はおられましたすよね。と同時に、保護受給者の中に、母子世帯を含めて、女性の比重が高まってきているということなどからして、女性のケースワーカーの配置というのは、市長自身どう考えておられるのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾政策部長

○松尾政策部長〔登壇〕

母子家庭に——すみません。生活保護世帯においては、いろんなケースがございます。したがって、女性がいたほうがいい、というふうなケースもございますので、それについては、今後いろんな形で、検討したいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

ぜひ、複数で訪問するとか、いわば、月 1 回訪問したほうがいいのか、いろいろこうケースがありますからね、そういう点ではぜひ進めていっていただきたい、というふうに思います。

それと、そうしますと、今までとは変わらないと、これきのうの、厚生労働委員会でもそう答弁されておりますけども、今までとは変わらない。口答での申請も認める。扶養は生活

保護適用の要件ではない。扶養、就労の強要など申請を拒否する、いわゆる水際作戦と受け取られるようなことは、あってはならない。これがきのうの、改めて、厚生労働委員会での政府側の答弁ですね。こうなると、なんのための改——なんたる改悪したんかと。要は、そういうことが言えるわけですよ。ですから、市にも厚労省から通知が来てるっちゅうわけでありまして。従来とどこがどう違うかということになると、従来通りです。何のための改悪かと。ですから、これは撤回以外にないということを目指しておきたいと思っております。

これが基準が引き下げられたというのは、8月からもうすでに実施されている。この中身を見ていきますと、3年間で10%引き下げるという内容になっております。たとえば、武雄でも8月度の実績、先の議会で答弁いただきましたけども、中学生の子ども2人、小学校の子ども2人をもっている母子世帯、毎月6,420円、これが引き下げられたと。これは、大きいですよ。生活が苦しい、子どもがいるっちゅう中で、本当にお母さんたち、お母さん一生懸命がんばっておられますよ。そういう世代容赦なく、国の基準でいくと、毎月6,420円引き下げられたと。生活扶助の基準が引き下げられると、他にどういう影響を与えていくのかと。ある都市部なんかでは、61項目にあたって、影響をあたえるということすらできております。

そこで、これ確認、さきの議会の確認になりますけども。武雄でも、生活が厳しい家庭の子どもたちへの就学援助制度っていうのがあるわけですけども、これ文科省がやっていることですね。いわば、生活扶助の基準の1.3倍と。1.3倍の収入の、その範囲内での収入ですね、この子どもたちに就学援助制度、給食費、それから修学旅行費、文房具代、クラブ活動費、こういったことなどが国の予算、もちろん市も出していますけども、これが就学援助制度の中身ですね。現在394名おられるということですけども。この水準を維持していくと。扶助基準が引き下げられたわけですから。これに合わせていきますと、先だつての議会での部長の答弁では、生活保護基準の1.3倍、という答弁がありました。ここに影響が出ないように、ということですけども、改めてこのことを確認しておきたいと、思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

国のほうでは、生活扶助基準の見直しに伴ってですね、他の制度に生じる影響がないように、というふうな方針を出されておりますので、国の方針に準じていきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これは国の基準に照らして影響が出てこないようにと答弁されましたので、そういうよう

に国も言っているんですよね。例えば、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応をすること。という通知に基づいて、今部長答弁されたと思うんですけども。肝心の、基準となる生活保護基準が引き下げられる、3年間10%っていうわけですからね。そうすると1.3倍、その基準の1.3倍の収入の人たち、1.3倍までの収入の人たちの子どもたちは就学援助の対象となる。そこに影響が及ばないようにする、基準が引き下げられてその1.3倍っていうわけですから、全体、数字の上では対象者が減っていくんじゃないかと心配するわけですよね。ですから、肝心の基準そのものが下げられる。その1.3倍の範囲内。そういう意味でさっき部長が答弁しましたように、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響及ばないように、努力していく。これは原則ですよね、大原則ですよ。ということなどが心配されますので、従来通りの水準を、そしてその対象の子どもたちへの援助をしていただきたいということを確認しておきたいと思います。

次に、第2のセーフティネットの実態と役割について質問を移していきたいと思います。時間も迫ってまいりましたので、いろんなセーフティネットがあります。大きくは住宅支援、入居資金、生活資金、就職支援。これはハローワークが出した資料なんですけども、ハローワークが一番よくわかりますよね、景況判断っていうのは。求人倍数がいくらか、どういう分野から求人が寄せられているのか、あるいは求職者がどれだけなのかと。なかなか好転したという判断は、ハローワークの資料を見ても、判断できないわけなんですけども。そういう中であるからこそ、第2のセーフティネットっていうことで、いろんな制度が創設をされております。入居資金とはわかりやすく言えば、アパートに住んでる人が離職せざるを得なかったと。会社が閉鎖になって、職がなくなったと。そういう人たちに、武雄市は生活保護でいえば3級地の2ですから、月2万8,200円の住宅扶助を半年間。そしてなお特別な事情がある場合には、3カ月間ということで、延べ9カ月間、住宅支援が行われております。これは給付ですから貸し付けではないですけどね。あるいは入居資金、これから住居を構えてと、アパートを借りてという人たちに対する、敷金や礼金など初期費用、これは貸し付けになるわけなんですけども、そういう制度もあります。

生活支援、生活資金、これも貸付制度ですけども、そこでいろんなセーフティネットがあるわけなんですけども、その中で通告しておりましたのは、総合支援貸付事業——総合支援資金貸付事業ですね。これについてお伺いしたいんですけども、これは2人世帯——2人以上の世帯に対しては、月20万円以内で、これは貸付事業ですね。単身世帯は、15万円以内。連帯保証人は原則必要なんだけども、連帯保証人が確保できない場合、これは貸付利子は年1.5%。この制度を見ると、利用しやすい。特に低所得世帯層っていうのは、市中銀行から借りる機会っていうのはなかなかないわけですからね、そういった意味では、公的に県も基金を出してこの貸付制度っていうのを利用するようになってます。この実績はどうなっていま

すか。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

総合支援資金の貸し付けにつきましては、社会福祉協議会の方で担当いただいているわけですが、その中で武雄市に関係する分につきましては、25年度につきましては貸し付けの実績はありません。24年度に1件、23年度が0件というふうになっております。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

私あの、実績と言いますけども、実績を聞いた場合に、申込者があって、そして実績はゼロ、あるいは1件ですと。これは窓口は広いように見えますけども、県の基金を活用したこの制度っていうのは、実際には利用されにくいと、いう声を聞いとるんです。ですから関係者からも、以前、これぜひ質問してくれと言われて、初めて質問する内容ではありません。24年度で1件しかなかったと。23年度は0件だと。じゃあ、県は何のために基金出してんのかと。これは県の社会福祉協議会に委託をして、そして市町村の社会福祉協議会を窓口にしてますね。それと、もっと声を上げるべきじゃないかと。これ決算委員会で勤労者福利厚生資金のことも意見言いましたけどね。そういうことでみると、仏作って魂入れず、みたいなものでしょうね。

そこで次に、これとの関係でいきますと、武雄市が独自に社会福祉協議会に委託している、福祉資金貸付制度、これどれだけ利用、申込みがあつてるのか、実績はどうなのかってことになるわけですけども。いわば3万円、緊急にお金が必要だつていう場合には3万円の用立てをする福祉資金制度ありますね。これは、保証人がないと貸せない。中には生活保護の申請をして、決定するまでに2週間かかりますので、その間のつなぎ資金としてこれを利用するっていうことも過去あつてますし、現在もあつてるかもしれません。ここで言う、この制度が創設されたのは、昭和40年初期でしょ。その当時は初任給1万5,000円～1万9,000円ぐらいでしたので。初任給の倍くらいのお金ですよ、3万円っちゅうのは。現在に直しますと、30万ぐらいの金になるんでしょうか。そうなっていくと、それは保証人を求める、ということがあつてもいいかもしれません。これずっと四十数年、この制度変わっていないんですよ。今何が変わったかという、社会福祉協議会に委託した、というふうにそこが変わっただけです。これと同じようなやつが、臨時特例つなぎ資金貸付っちゅうのが、これも県の制度で基金を作つて、県の社会福祉協議会が窓口で、市町村がさらに窓口と。これは公的な給付、貸し付けなどは申請から資金の交付まで、時間がかかるわけで、申請者がその間の生活に困窮することがないよう、社会福祉協議会から当座の生活費の貸し付けを受けることがで



きる、そういう制度です。貸付限度額 10 万円、連帯保証人は、いません、利子は無利息です。償還は申請中の公的給付貸付を受けられるように。これは、決定してから実施された時点で返還する、これは分割返納も可能と。この臨時特例つなぎ資金貸付と、先ほど、武雄市が独自にやっている、3 万円の貸付事業。似たような制度ですけれども、一方は 3 万円、一方のつなぎ資金は 10 万円、一方は 10 万円のほうは連帯保証人は要らない。武雄市の場合は連帯保証人が必要だと、これは制度を一本化するなり、もっとう緊急ですから、借りやすいような制度、これに改善する余地はありませんか。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

先ほど、答弁しました総合支援貸付金につきましては、貸し付けを受けることによってですね、いろんな日常生活に困難を抱える人を対象といたしまして自立してもらおうということが前提になっているわけです。そこで、先ほど答弁しました貸付件数が非常に少ないという理由につきましては、ほかでの借金がある方の相談が非常に多いということで、貸し付けを新たにすることによって、借金を増やすという状況が生まれているというふうにお聞きをしているところでございます。

そういうことで、相談はありますけれども、申請は少ないということで、24 年度に申請が 1 件あって、貸し付けが 1 件なされているということで。23 年度および 25 年度は、申請そのものはあっていないというふうな状況で、貸し付けもあっていない状況をつけ加えさせていただきたいと思います。それと市の貸付金につきましてもですね、同じような状況で貸し付けをしているわけですけれども。25 年度で、16 件の実績がございまして。そういうことで制度の取扱、中身については現在のところ変更するつもりはございません。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

それはぜひ、今はつもりがないでしょうけれども、この 2 つの制度、よく中身を検討してですね、一本化するといいますか、市の独自の制度と県の制度があるわけですからね。県の制度は 10 万円で連帯保証人は要らない、連帯保証人ができない場合には、年 1.5% の金利をつけますよ、そういう規制があるわけですけれども。武雄の場合は 3 万円で連帯保証人が必要だし、さらに民生委員さんの意見も必要だという内容ありますね。そこはぜひ、2 つの制度を検討して、改善すべき点あれば、改善していただきたいということで、この程度にとどめておきたいと思います。

あと介護保険制度について、質問しておきたいと思います。これも来年 4 月 1 日から消費税は 8% にする。3% 値上げして、国民には 8 兆円の負担増と。これはいわば社会補償を充

実させるためだというのが大義ですね。しかし実際にやってることは何なんだと、介護保険制度をそれぞれ見ていきますとね、改悪の内容のオンパレードですよ。

そこで、いくつか絞って聞いておきたいんですけども。市町村との関わりでいいますと、いわばこれから、要支援1、2。要介護1、2、3、4、5とありますね。要支援1、2の人は介護給付事業から外す。でこの、要支援1、2の人達は基本的にはその地方自治体の市町村が行う、地域支援事業に移す、こういうことが計画をされて、2年後から実施という法案が提出されている。武雄でいえば、24年度3月31日までで見ますと要支援1、2というのは武雄市に限って言えば730名。25年の3月31日時点で見ると、25年で見ると、まだ3月来てませんね——25年の3月31日で見ますと、746名。要支援者と認定された方が、おられるわけですね。ここでいう、地域支援事業とは一体何なのかと。この746名を、この事業に移すっちゃうわけですけども、実際に全国でやっている、そんなにたくさんやっているわけじゃありませんけども、2012年11月時点で、この実施自治体とか27にしか過ぎませんからね。ほとんどこれからやろうとするのか、それはおかしいよとなっていくのか。利用者が結果的にゼロになったっていうのが、8つの自治体にあるということも、指摘をされているわけですけども。

提供されるサービスっていうのは、この種類、内容、運営基準、単価、これは全国一律にはしないと。内容・料金設定は市町村の裁量。武雄でいえば、基礎介護保険事業所になるんでしょうか。担い手はボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人などを効率的に活用していく。民間活力の活用といえば言葉としては、よさそうに聞こえますけどね。2012年11月時点での実施自治体は、さっき言ったとおりですよ、わずか27自治体。

もう一つは、特別養護老人ホーム。これはまた老人ホームいろんな形で出てきてますけども、特別養護老人ホームとはその人の収入によって、料金設定が変わってきますので。この特別養護老人ホームに入所したいという、施設からの申込者、あるいは在宅での申込者っていうのが調べてみますと、何人おられたのかな。おられますよね。そういう人たちに、どう答えていくのかと。一定以上の所得がある場合これまた別ですよ。地域支援事業に移す、要支援1、2の人、これも今度の改定の中身ですけども。さらに、介護保険を利用する人で、公平の名によるっちゃう、なかなか言葉としては、これで公平になるのかと思いますけども、一定以上の所得がある高齢者の利用者、これは1割の利用料を2割にする。どういう人かと言いますと、280万円。2割になる人は、年間収入280万円。年金も引き下げられて、向こう3年間に2.5%引き下げられるわけですからね。こういうことを考えてみますとね、保険料あって、介護なしということになるのではないかということが、心配されるわけがあります。このことも強く国に要請すべきじゃないかと。地域支援事業に要支援1、2を移す、そして、市町村の裁量に任せる。ということで地方自治体の責任に転化されるわけですね。こういうことですから、今回出されている介護保険のプログラム、介護保険の行使って言われ

るプログラムについては、市町村負担が大きくなるし、一方では利用者の利用負担増につながっていくということが考えられるわけであります。

いよいよ時間が迫ってきましたので、通告しておりましたタブレットを使った反転授業というのは、補正予算の中でも1億2,000万予算を組んでありますからね、そっちのほうに質疑を移していきたいというふうに思います。

SG良品については、どういうことを聞きたかったのかと言いますと、決算委員会のときにSG良品の参加店舗。これに35店舗で、年間売上は600万円ですと。質問取り来られた人に聞いてみますと、24年の実績よりも、はるかに大きくなって1,000万近くになってきてる。ゆうことで商品が売れていくのは大いに結構なことですし、これが税収増につながっていけばさらに結構なことですね。これは25年度はどうなってますかという点では、資料はいただけてませんので、時間があれば答弁してください。

以上のことで、さっきの介護保険の待機者の問題や、市町村について、時間の範囲内で、答弁いただきたいとします。以上で私の質問は終わりますけども、答弁をお願いしたいとします。（「答弁が済んだ時点で終わる」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

先ほどの、介護保険の改正内容でございますけれども。一部誤解があるようですので、その辺を修正というか、させていただきたいとします。要支援1、2の方の事業がすべて地域支援事業になるわけではございません。要支援1、2の方が受けてらっしゃる訪問介護、および通所介護、この部分が、地域支援事業になるということでございますので、間違いのないようお願いしたいというふうに思います。

それから特別養護老人ホームにつきましても、基本的にはですね、要介護以上、3の方が、待機者も含めて多数いらっしゃるということで、そういうふうな方針が出されておりますけれども、要介護1、2でもですね、やむを得ない事情ということで、特老が——特養以外での生活が困難であるというふうな場合につきましては、特例的に、特養でも入所を認めるというふうなことになつていきますので、答弁させていただきたいというふうに思います。

〔25番「以上で終わります」〕

○議長（杉原豊喜君）

以上で、25番平野議員の質問を終了させていただきます。